

香美市空き家改修費等補助金交付要綱

平成25年3月27日
告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市に定住しようとする移住者などに対して、空き家に居住するために必要な改修及び家財道具等処分に要する費用の一部を補助することにより、空き家の有効活用を図るとともに、定住を促進することを目的とし、香美市空き家改修費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 香美市空き家バンク制度実施要綱（平成24年香美市告示第131号）の規定により空き家バンクに登録された居住用家屋で、現に住宅の用に供されていない家屋をいう。
- (2) 空き家改修 耐震改修工事及び住宅の機能の回復又は向上のために行う修繕、模様替え又は設備改善をいう。
- (3) 家財道具等処分 居住のために必要な空き家の既存荷物の整理、運搬及び処分をいう。ただし、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）で指定された家電製品は除く。
- (4) 市税等 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税、使用料、保険料、負担金等、市が個人から徴収すべきものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者
- (2) 次のアからウまでのすべての要件に該当する者（以下「移住者」という。）
 - ア 現に市内に住所を有していない者で市外に5年以上居住している者、市内に住所を有して1年を経過しない者で市内に住所を有する前に市外に5年以上住所を有していた者又は市内で地域おこし協力隊（総務省の財源措置の対象となる地域おこし協力隊と同様の職を含む。）及び集落支援員の任に就いていた者でその任期満了の日から1年以内の者（市外から移住した者に限る。）
 - イ この補助金の交付を受けて改修を行う空き家（以下「改修住宅」という。）に、補助事業の完了の日から10年以上居住する見込みのある者
 - ウ 空き家の所有者との間に相続関係が発生しない者
- (3) 空き家の所有者から当該空き家を借り受ける地域自主組織、NPO法人並びに市内に主たる事務所を有し、営利を目的とせず、移住者の移住及び定住の促進を図ることを目的に活動している団体のうち、市長が特に認めるもので、補助事業の完了の日から10年間は移住者の居住の用に供することについて空き家の所有者から承諾を得ている者

(補助対象の除外者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外する。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が県税及び市税等の滞納者又は暴力団員である場合
- (2) 申請者が空き家の入居者の場合、同居人及び入居予定者が県税及び市税等の滞納者又は暴力団員である場合

(3) その他市長が適当でないとした場合

(補助対象事業費)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費とし、その内訳は、別表第1のとおりとする。ただし、昭和56年5月31日以前に建築された空き家を改修しようとする時は、耐震診断を実施し、診断の結果により耐震基準を満たしていない場合には、耐震設計を行い設計に基づいた耐震改修工事を優先する。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象事業のうち空き家改修に要した費用の3分の2以内の額、又は家財道具等処分に要した費用の2分の1以内の額（補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。ただし、別表第1に定める額を限度とする。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、家財道具等処分の補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の申請)

第7条 申請者は、香美市空き家改修費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、空き家改修工事及び家財道具等処分について、着工前10日までに市長に提出しなければならない。ただし、同じ空き家の改修と家財道具等処分について補助金申請はそれぞれ1回を限度とする。

- (1) 家財道具等処分の見積書の写し
- (2) 家財道具等処分前の写真
- (3) 家財道具処分の申請者が移住者の場合、空き家の所有者から家財道具等の処分に関する申立書
- (4) 改修等工事の設計書の写し
- (5) 改修等工事の見積書又は契約書の写し
- (6) 改修等施工前の現場写真（外観、施工箇所各所）
- (7) 入居者の世帯全員の住民票
- (8) 入居者の世帯全員の滞納の無い証明書
- (9) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、香美市空き家改修費等補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止する事由が生じたときは、香美市空き家改修費等補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受

けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更等の承認を決定したときは、香美市空き家改修費等補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに香美市空き家改修費等補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家財道具等処分に関して事業の内容が分かる明細書及び領収書の写し
- (2) 家財道具等処分作業中及び作業後の写真
- (3) 改修等工事の施工実施箇所、施工内容の分かる図面や書類
- (4) 改修等工事に係る契約書及び領収書の写し
- (5) 改修後の施工箇所の写真
- (6) 事業の完了後、直ちに補助対象住宅に居住しない場合は、空き家バンクに登録し10年間は移住者の居住の用に供することの同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、香美市空き家改修費等補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 交付決定者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、香美市空き家改修費等補助金交付請求書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は口座振込によるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長が特に取り消しの必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業の完了した日（以下「完了日」という。）から10年を経過する日までに、補助対象住宅を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は売却したとき。
- (2) 完了日から10年を経過する日までに、補助対象住宅から転居したとき。ただし、既存入居者が退去した後すみやかに香美市空き家バンクに登録し、完了日から10年を経過するまで継続する場合や新たに移住者が入居するときを除く。
- (3) 完了日から3月を経過する日までに、補助対象住宅に入居しないとき。
- (4) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付決定者に対し、香美市空き家改修費等補助金交付取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、香美市空き家改修費等補助金還付命令書（様式第9号）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額は、完了日からの経過年数により別表第2のとおりとする。

（調査等）

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、交付決定者に対し書類の提出又は報告を求め、必要な調査をすることができる。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月24日告示第107号）

この告示は、平成26年7月24日から施行する。

附 則（平成27年3月27日告示第73号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第55号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月24日告示第82号）

この告示は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月18日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月11日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助率	補助金の交付の要件		限度額	
空き家所有者	1 空き家改修に要する経費及び家財道具等処分に要する経費で次に掲げるもの。 委託料、工事請負費（廃棄運搬費及び処分費を除く。）、備品購入費、役務費その他市長が必要と認める経費	空き家改修に要する経費の3分の2以内	1 空き家改修工事については、市内に事務所、事業所等を有する法人又は個人事業所に施工を依頼することを優先する。 2 空き家の家財道具等処分や改修工事について、特別な事情がある場合は、市と協議を行うものとする。	補助対象事業の完了の日から10年間は、当該空き家を移住者の居住用住宅とすること、又は移住者と売買契約等を締結していること。	1棟当たり180万円	
移住者	2 国、県又は市の補助、助成等の対象となる改修等以外の改修等に要する経費であること。		1 空き家の所有者と売買又は賃貸借に関する契約を締結していること。 2 家財道具等処分を行う場合、空き家の所有者の承諾を得ていること。 3 賃貸借に関する契約を締結している場合は、当該空き家の所有者から次に掲げる事項について承諾を得ていること。 (1)補助対象事業を行うこと。 (2)補助金を受けて行った事業については、原状回復の義務を課さないこと。 (3)補助対象事業の完了の日から10年間は、移住者の居住用住宅とすること。	1 補助対象事業の完了の日から10年間は当該空き家に居住する見込みであること。 2 空き家に入居後は、速やかに市への住所移転の手続を行うこと。		1棟当たり50万円
NPO法人等	3 この補助金の申請をした日の属する年度の3月31日までに完了する補助事業経費であること。		1 空き家の家財道具等処分については、市内に事務所、事業所を有する一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処理業者が行うことを優先する。	補助対象事業の完了の日から10年間は、当該空き家を提供する移住者が居住する見込みであること。		

別表第2（第14条関係）

完了日からの経過年数	返還（納付）金額
1年未満	補助金額確定額の100%
1年以上2年未満	補助金額確定額の90%
2年以上3年未満	補助金額確定額の80%
3年以上4年未満	補助金額確定額の70%
4年以上5年未満	補助金額確定額の60%
5年以上6年未満	補助金額確定額の50%
6年以上7年未満	補助金額確定額の40%
7年以上8年未満	補助金額確定額の30%
8年以上9年未満	補助金額確定額の20%
9年以上10年未満	補助金額確定額の10%